

平成28年10月20日
株式会社 愛知銀行

生命保険商品（特定保険契約）の代理店手数料開示等について

株式会社愛知銀行（頭取 矢澤 勝幸）は、平成28年11月1日（火）より、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくため、「金融商品に関する勧誘方針」に基づき「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約 1）の代理店手数料について保険会社の同意を前提として開示いたします。

代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

- 1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される市場リスクを有する生命保険商品（変額保険・外貨建保険・市場価格調整機能を有する保険）の保険契約のことをいいます。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受領する保険代理店手数料について、保険会社と合意のできた商品から、従来の「契約時に一括して受領する方式」から「販売手数料 2 および継続手数料 3 に分けて受領する方式」に順次変更いたします。

- 2 販売手数料とは、募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料のことをいいます。
- 3 継続手数料とは、アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料のことをいいます。

以上